

法令名	採石法	担当課	土木管理課	検索番号	4 - 3
許認可等		根拠条項	33の5 - 1		
採取計画の変更の認可					
<p>1 根拠規定</p> <p>採石法第33条(採取計画の認可)</p> <p>採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所(以下「岩石採取場」という。)ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 審査基準</p> <p>採石法第34条の4</p> <p>都道府県知事は、第33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る認可計画に基づいて行う岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。</p> <p>採石技術指導基準書(平成12年12月27日制定)(平成15年9月18日一部改正) (基準書膨大のため、目次の概略のみ記載)</p> <p>災害防止方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採掘の方法 2. 発破 3. 破碎・選別 4. 排水 5. 廃土又は廃石の処理 6. 原石、製品及び廃土等の運搬等 7. 採掘終了時の措置 <p>大島石の採取認可方針(昭和57年1月29日制定)(平成18年8月16日一部改正)</p> <p>大島石の採取認可方針</p> <p>大島における石材の採取については、地域産業として育成する必要があるが、乱開発を防止し、自然環境の保全を図る上から、次により認可するものとする。</p> <p>第1 新規認可</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規の認可については、次の各号をすべて満たすものでなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原則として県内に事務所を有するものであること。 (2) 災害防止措置が確実であること。 特に、地形が急峻であるため安全な搬出路の確保及び近隣住家に対する災害防止施設の設置等 (3) 近隣住民の同意が得られること。 隣接土地所有者の同意のほか、今治市から住民感情等を聴取し、トラブルのないことを確認する。 (4) 自然環境の保全について支障のないこと。 (5) 水資源の確保に支障のないこと。 2 認可申請があったときは、あらかじめ現地踏査を行い、上記1の事項をチェックするとともに今治市及び大島石協同組合の意見を聞くものとする。 <p>第2 継続認可</p> <p>認可業者が認可にかかる事業を完了し、新たに採取場を設けて申請する時は、第1に準じて調査するとともに、採掘跡の埋め戻し緑化計画の実施状況を見認するものとし、遵守しないものに対しては、認可しないものとする。</p> <p>第3 採石業者の育成</p> <p>採石業者については、採石業の健全な育成と秩序ある採石行政を確保するため、現在の大島石協同組合にできる限り加入させ、指導の徹底を図る。</p>					

		担当課	土木管理課	検索番号	4 - 3
法令名	採石法	根拠条項	33の5 - 1		
許認可等	採取計画の変更の認可				
<p>岩石採取計画認可期間の改訂について(平成7年3月22日制定)</p> <p>1 認可期間</p> <p>(1) 新規</p> <p>ア 継続申請者が新規岩石採取場において、岩石採取を行う場合に係る認可 2年以内</p> <p>イ 新規申請者に係る認可 1年以内</p> <p>(2) 継続</p> <p>ア 継続申請者が継続岩石採取場において岩石採取を行う場合に係る認可 5年以内</p> <p>イ 当該継続岩石採取場における認可期間が通算して5年に満たない者、又は、申請書受理日以前5年以内に次の事故を起こしている者に係る認可 3年以内</p> <p>(ア) 汚濁水の流出</p> <p>(イ) 騒音、粉塵の発生</p> <p>(ウ) 採石場、堆積場の崩壊流出</p> <p>(エ) 土地の陥没、亀裂</p> <p>(オ) 転落石</p> <p>(カ) 発破、飛石</p> <p>(キ) 緑化計画違反</p> <p>(ク) その他の災害発生</p> <p>(ケ) その他関係法令違反</p> <p>2 適用</p> <p>平成7年4月1日以降の申請に係る認可について適用する。</p>					